

21~4

一、海軍中佐吉井靜雄外一名特旨取消の件	九裁可	六一
一、鐵道官補榎野龜太郎外七名取消の件	九裁可	一一
一、海軍大佐中俣勇外七名特旨取消の件	九裁可	一二
一、陸軍大佐唐原勘治取消の件	九裁可	一三
一、生絲検査所技師山口成見取消の件	九裁可	一四
一、陸軍中尉本多章外七十一名取消並日附變更の件	・	一五
海軍技術大尉松尾正義外二十三名	・	一六
一、地方技師藤哲夫取消の件	九一九裁可	一七

立案 昭和 年月 日
 決裁 昭和 年月 日

為位録長



宗秩察總司

海軍技術大尉坂本三郎外十一名
 叙位取消並叙位日附變更件

昭和七年七月十七日
 官報奉告濟

官内省

海軍技術大尉坂本三郎外十一名
並給位取消並給位
日附變更の件

海軍技術大尉坂本三郎外十一名
並給位取消並給位
日附變更の件

海軍技術大尉坂本三郎外十一名
並給位取消並給位
日附變更の件



海軍技術大尉坂本三郎外十一名
給位取消並給位
日附變更の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年七月十二日

内閣總理大臣 吉田 茂



人南 第三五七 號

案起	昭和二十一年七月	日
裁可	昭和二十一年七月十二日	施行
決定	昭和二十一年七月	日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

海軍技術大尉坂本三郎外上名は夫々別紙頭書の通り叙位発令になつたが今般叙位発令に則ち戦死又は生存を了る事が判明するを今更恐縮ではあるが叙位取消並叙位日附變更の儀上奏しても良しと思ふ

内閣

内閣人閣位第 三五七 號

昭和二十年九月十五日 海軍技術大尉 從七位 坂 本 三 郎

右者頭書の通り叙位發令されたが、昭和二十年七月五日
戦死したから、その叙位を取消されたい。

海軍

勲位 第六 位

昭和十九年十二月一日

海軍少佐 正七位

福

島

貢

右者頭書の通り敍位發令されたが、今般昭和十九年十一月三十日戦死したことが判明したので、その敍位の日附を戦死の前日に更正されたい。

内閣人部 第三十一

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 山 津 勝

右者頭書の通り叙位發令されたが今般昭和二十年二月二十五日戦死したことが判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

[Faint vertical text in columns, likely bleed-through from the reverse side]

昭和十九年八月十八日

叙正八位

海軍少尉

石塚朝洋

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般生存しあること判明したから、その叙位を取消されたい。

昭和十九年八月十八日

海軍位階三ニテ

昭 和 二 十 年 七 月 八 日	海軍中尉	正八位	中	峯	卓
昭 和 二 十 年 二 月 十 八 日	海軍大尉	同	久木田	眞之助	
同	同	同	山	地	赴
同	海軍中尉	同	日	高	玉
同	同	同	光		

右者各頭書の通り叙位發令されたが、今般孰も生存しあ
ること判明したから、その叙位を取消されたい。

昭和三十二年七月八日
昭和三十二年二月十八日
同
同
同

Blank page with vertical red lines for text.

海軍中尉 正八位 篠塚 久

昭和二十年二月十五日

海軍中尉 正八位

篠塚

久

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般生存しあること
判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

三三九

昭和二十年四月十一日
叙 從 六 位
海軍少佐 正七位 吉 成 貞 男

同 同 同 上 坂 太 郎

右者各頭書の通り叙位發令されたが、今般生執存しあること判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

三田

昭和二十年三月二十六日 海軍少佐 正七位 稻生 睦久

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般生存しあること判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

二復人扶秘第八號ノ一七

昭和二十一年七月九日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事

部長



叙位取消について照會

月 日復二秘人第二〇 號叙位取消について甲牒された左記の者は頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死した者であるが、通信連絡遅延の爲戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十年七月五日 ボルネオ方面 戦死 海軍技術大尉 坂本 三郎
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七四號海軍技術大尉石橋茂男外一千拾名中二十七枚目表)

二復人扶秘第八號ノ十五

昭和二十一年七月六日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位日附更正について照會

七月六日復二秘人第~~七八~~八號叙位日附更正について申牒された左記の者は頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位の發令日附を更正されるやう取計はれたい

記

昭和十九年十一月三十日 南支那海 戦死 海軍少佐 福島 貢
(昭和十九年十一月二十日進達海秘人第二五五二號海軍中佐篠田良知以下百三十七名中六枚目表)

二復八扶秘第八號ノ十四

昭和二十一年七月六日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部

長



叙位取消について照會

七月六日復二秘人第八六號叙位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれたい

記

昭和二十年二月二十五日 比島方面 戦死 海軍中尉 山津 勝
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉牛瀬親榮外二千七十九名中八十四枚目裏)

二復人扶秘第八號ノ六

昭和二十一年七月二日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部



叙位取消について照會

七月二日復二秘人第四四號叙位取消について申渡された左記の者は、昭和十九年八月十八日戦死、同日海軍少尉に任用され、その相當位として同日附正八位發令されたが、右は比島東方海面で乗艦沈没の際行方不明となり萬生存の見込ないものとして戦死と認定されたが、終戦に伴ひ生存しあることと判明したので、前記特殊任用を取消されたから、本叙位も取消されるように取計はれたい。

記

海軍少尉 石塚朝洋

昭和二十年三月十四日進達
海秘人第六一三號

二復人扶秘第八號の七

昭和十一年七月四日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



叙位取消について照會

七月四日復二秘人第五六號叙位取消について申牒された戦死進級に對する相當位として中峯海軍中尉は昭和二十年七月八日附從七位、久木田、山地海軍大尉は同旨四月十八日附正七位、日高海軍中尉は同日附從七位發令されたが中峯海軍中尉はグアム收容所、久木田、山地海軍大尉はマニラ、日高海軍中尉はコレヒドールに於ても生存してゐることが判明したので前記特殊進級が取消されたから、その叙位も取消すやう取計はれたい

記

海軍中尉 中峯

早

昭和二十一年二月二十日進達
二復秘人第六七一號

海軍大尉 久木田 眞之助

昭和二十一年一月十六日進達
二復秘人第二二四號

海軍大尉

山地

赴

(昭和二十一年一月十六日進達)

二復秘人第二二四號

海軍中尉

日高

玉

光

(昭和二十一年二月二十五日進達)

二復秘人第七〇〇號

二復人扶秘第八號ノ四

昭和二十一年七月五日

復員廳第二復員局人事

部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月五日復二秘人第六三號叙位取消について申渡された左記の者は、戦死進級に對する相當位として昭和二十年二月十五日附從七位發令されたが、今般生存してゐることが判明したので前記特殊進級が取消されたから、その叙位も取消されるやう取計はれたい

記

海軍中尉 篠塚

久

昭和二十一年二月二十五日進達
二復秘人第七〇〇號

二復人扶秘第八號ノ十六

昭和二十一年七月六日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事

部長



叙位取消について照會

七月六日復二秘人第一號叙位取消について申牒された左記の者は、昭和二十年四月十一日戦死同日海軍少佐に進級し、その相當位として同日附従六位發令されたが、右はアンダマン諸島方面で乗艦沈没の際行方不明となり萬生存の見込ないものとして戦死と認定處理されたが、終戦に伴ひ生存しあること判明したので、前記特殊進級を取消されたから、本叙位も取消されるやう取計はれたい

記

海軍少佐

吉

成

貞

男

(昭和二十年十月二十六日進達)

海秘人第三一三一號

海軍少佐

上

坂

太

郎

(昭和二十年九月十五日進達)

海秘人第二五一〇號

二復人扶秘第八號ノ十三

昭和二十一年七月六日

復員廳 第二復員局 人事部長

内閣官房 人事課 長殿



叙位取消について照會

七月六日復二秘人第八九號叙位取消について申渡された左記の者は、昭和二十年三月二十六日戦死、同日海軍少佐に進級し、その相當位として同日附從六位發令されたが、終戦に伴ひ生存しあること判明したので、前記特殊進級を取消されたから、本叙位も取消されるやうに取計はれたい。

記

海軍少佐

稻

生

睦

久

昭和二十年十一月十日進達
海秘人第三三四二號

官報
不登載

復二秘人第 二〇 號

昭和二十一年七月九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



內閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍技術大尉坂本三郎の叙位取消について別紙の通り
申牒する。

復二秘人第 七八 號

昭和二十一年 七月 六 日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎



內閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍少佐 福 島 貢の叙位日附更正について別紙の通り
申牒する。



復二秘人第 八六 號

昭和二十一年七月六日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉山津 勝の叙位取消について別紙の通り申渡す
る。

217

復二秘人第四四號

昭和二十一年七月二日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重 郎



內閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉石塚朝洋の叙位取消について別紙の通り申渡
する。

復二秘人第五六號

昭和二十一年七月四日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉中 卓外三名の叙位取消について別紙の通り申渡す。

海軍

217
付

復二秘人第六三號

昭和二十一年七月五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉篠塚 久の叙位取消について別紙の通り申渡
する。

4
5

復二秘人第八一號

昭和二十一年八月六日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐吉成貞男外一名の叙位取消について別紙の通り申渡す。



海軍

復二秘人第 八九 號

昭和二十年七月六日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐稻生陸久の叙位取消について別紙の通り申渡
する。

217

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

鳥位録長



宗秩察總裁

總領事松室季夫叙位取消の件

昭和五年七月廿六日
官報

官 内 省

海軍